

地方公共団体標準準拠システムのガバメントクラウド移行に係る手順書【3.0版】に対する意見照会の概要

地方公共団体標準準拠システムのガバメントクラウド移行に係る手順書【3.0版】について、地方公共団体に対して意見照会を行いました。いただいたご意見 9 件のうち、誤記や修正に係る事項を除く、主なご意見とそれに対するデジタル庁の回答について記載いたします。

No	分類	主なご意見	回答
1	タイトル	デジタル行政推進法の改正により、公共情報システムについてもガバメントクラウドの利用が可能とされたことを踏まえ、本書の対象が標準準拠システムであることがタイトルからも明確になるよう、タイトルを「地方公共団体標準準拠システムのガバメントクラウド移行に係る手順書」等に変更してはどうか。タイトルに標準準拠システムと入れることで、文書の検索性も高まるものと思料する。	意見を採用させていただき、文書タイトルを変更させていただきます。
2		GCAS上でのプロジェクト情報登録機能でガバメントクラウドへの移行に関する進捗状況の把握を行うことができるという解釈で良いか。またPMOツールでの進捗状況との整合チェック等は行うのか。	ガバメントクラウドへの移行に関する進捗状況の把握はGCASダッシュボードにて実施する予定です。
3	GCAS	GCASアカウント登録を行う必要がある者として地方公共団体のシステム管理者と委託事業者があげられているが、地方公共団体においてGCAS上の各種ドキュメントを参照する必要があるため、そうした担当者についてもGCASアカウント登録をする必要がある旨を記載した方が良い。 またGCASアカウントの登録にはマイナンバーカードによる本人確認が必要であること、利用機関責任者の登録には職責証明書が必要であることを記載するのが望ましい（参照先ドキュメントで確認はできるものの、手順書レベルのドキュメントは実施時にしか確認しない場合も多く、実務上支障が生ずる可能性がある）。	手順書は、全体の移行手順の概略を説明するものであり、GCASに係ることはGCASドキュメントにて一覧性を持たせるべきとの判断に基づき記載しており、ご指摘の点は、GCASドキュメントを参照願います。
4		GCASアカウントの申請については「Web-Formを用いたGCASアカウントの申請について」を参照し、登録する旨の記載はあるが、登録等が正常にできない場合の対応応報や窓口が明確でない部分があります。実際にGPKI電子署名アプリにおける電子署名エラーでデジタル庁や地方公共団体情報システム機構に問合せた結果、対応にあたっては内容別にどの組織が対応するか等の窓口が決まっていなように思えた。	統合運用GCASアカウントの申請に関するお問い合わせについては、各種事務連絡等でご案内しております連絡先（staff-migration-local@digital.go.jp）で受け付けております。

地方公共団体標準準拠システムのガバメントクラウド移行に係る手順書【3.0版】に対する意見照会の概要

No	分類	主なご意見	回答
5	契約・利用料	ガバメントクラウド利用権付与兼債務引受契約は、単年契約となり次年度に利用する場合でも契約が自動更新とならないことは理解できるが、次年度以降の更新の方法にも触れるべきではないでしょうか。	令和8年度以降の契約手続やスケジュールについては、令和7年度契約に関するフィードバックも踏まえた上で別途お知らせいたします。
6		「データ転送量」がクラウドからデータアウトする場合の従量課金の対象となるものを指すという認識で相違ないでしょうか。	データイン、データアウト両方を指します。